

平成27年 6 月11日開会

平成27年 6 月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	平成27年度徳島県一般会計補正予算（第1号）	1頁
第 2 号	平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	9
第 3 号	平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）	11
第 4 号	平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	13
第 5 号	平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	15
第 6 号	平成27年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	17
第 7 号	徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について	19
第 8 号	食品衛生法施行条例の一部改正について	21
第 9 号	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	23
第 10 号	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	25
第 11 号	過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について	29
第 12 号	徳島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の廃止について	31
第 13 号	徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について	33
第 14 号	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	35
第 15 号	建築基準法施行条例の一部改正について	37
第 16 号	不動産の処分について	39
第 17 号	関西広域連合規約の一部変更に関する協議について	41
第 18 号	訴えの提起について	43
第 19 号	訴えの提起について	45
報告第1号	平成26年度徳島県継続費繰越計算書について	47

報告第2号	平成26年度徳島県繰越明許費繰越計算書について……………	49頁
報告第3号	平成26年度徳島県事故繰越し繰越計算書について……………	59
報告第4号	平成26年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について……………	61
報告第5号	平成26年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について……………	63
報告第6号	平成26年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について……………	65
報告第7号	平成26年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について……………	67
報告第8号	平成26年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について……………	69
報告第9号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	71
報告第10号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	73
報告第11号	損害賠償（港湾施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	75
報告第12号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	77

第 1 号

平成27年度徳島県一般会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,081,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ480,969,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 139,000,000	千円 1,500,000	千円 140,500,000
	1 地方交付税	139,000,000	1,500,000	140,500,000
7 分担金及び負担金		703,387	363,252	1,066,639
	1 分担金	116,585	165,264	281,849
	2 負担金	586,802	197,988	784,790
9 国庫支出金		44,051,937	13,002,802	57,054,739
	1 国庫負担金	27,534,446	3,771,731	31,306,177
	2 国庫補助金	15,243,943	9,202,424	24,446,367
	3 委託金	1,273,548	28,647	1,302,195
10 財産収入		1,336,504	591	1,337,095
	1 財産運用収入	584,178	591	584,769
11 寄附金		103,450	600	104,050
	1 寄附金	103,450	600	104,050
12 繰入金		82,064,963	9,482,184	91,547,147

	2 基金繰入金	19,882,677	9,482,184	29,364,861
14 諸収入		14,523,070	412,571	14,935,641
	4 貸付金元利収入	4,226,794	330,000	4,556,794
	8 雑収入	2,420,021	82,571	2,502,592
15 県債		39,623,000	15,319,000	54,942,000
	1 県債	39,623,000	15,319,000	54,942,000
歳入合計		440,888,000	40,081,000	480,969,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 23,072,798	千円 2,477,998	千円 25,550,796
	1 総務管理費	11,279,174	47,535	11,326,709
	2 企画費	1,989,311	585,111	2,574,422
	3 徴税費	2,552,063	50,352	2,602,415
	4 市町村振興費	1,216,695	1,700,000	2,916,695
	6 防災費	4,591,666	95,000	4,686,666
3 民生費		57,351,747	2,718,455	60,070,202

	1 社会福祉費	42,631,147	2,312,326	44,943,473
	2 児童福祉費	9,228,626	406,129	9,634,755
4 衛生費		24,993,270	988,817	25,982,087
	1 公衆衛生費	6,214,606	26,600	6,241,206
	2 環境衛生費	2,268,213	827,299	3,095,512
	3 保健所費	1,371,496	15,482	1,386,978
	4 医薬費	7,408,712	119,436	7,528,148
5 労働費		5,688,303	13,000	5,701,303
	1 労政費	4,606,754	8,500	4,615,254
	2 職業訓練費	969,096	4,500	973,596
6 農林水産業費		19,674,244	9,883,468	29,557,712
	1 農業費	3,635,142	1,010,750	4,645,892
	2 園芸費	608,418	19,250	627,668
	3 畜産業費	812,991	466,199	1,279,190
	4 農地費	5,460,739	4,849,254	10,309,993
	5 林業費	7,339,812	3,038,850	10,378,662
	6 水産業費	1,817,142	499,165	2,316,307

	7 商 工 費		63,839,724	289,349	64,129,073
		1 商 業 費	58,540,256	218,460	58,758,716
		3 観 光 費	1,202,731	70,889	1,273,620
	8 土 木 費		27,096,058	19,270,626	46,366,684
		1 土 木 管 理 費	4,282,793	21,400	4,304,193
		2 道 路 橋 り よ う 費	11,890,557	8,762,671	20,653,228
		3 河 川 海 岸 費	5,296,096	8,255,553	13,551,649
		4 港 湾 費	2,288,193	1,155,476	3,443,669
		5 都 市 計 画 費	2,174,628	969,719	3,144,347
		6 住 宅 費	1,163,791	105,807	1,269,598
	9 警 察 費		20,740,151	223,367	20,963,518
		1 警 察 管 理 費	18,761,881	71,553	18,833,434
		2 警 察 活 動 費	1,978,270	151,814	2,130,084
10 教 育 費		83,079,212	1,499,060	84,578,272	
	1 教 育 総 務 費	12,605,643	843,011	13,448,654	
	4 高 等 学 校 費	18,400,821	512,881	18,913,702	
	6 社 会 教 育 費	1,899,955	103,168	2,003,123	

	7 保 健 体 育 費	871,432	40,000	911,432
11 災 害 復 旧 費		7,526,986	2,716,860	10,243,846
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,114,304	412,560	1,526,864
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,312,682	2,304,300	8,616,982
歳 出	合 計	440,888,000	40,081,000	480,969,000

第2表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市町村振興事業	千円 1,700,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
防 災 事 業	千円 2,824,000	千円 2,889,000
環 境 衛 生 事 業	10,000	20,000
農 地 事 業	462,000	1,994,000
林 業 治 山 事 業	931,000	2,141,000

水産事業	325,000	495,000
道路橋りょう事業	2,661,000	5,587,000
河川海岸事業	1,484,000	6,944,000
港湾事業	60,000	967,000
都市計画事業	454,000	798,000
住宅事業	60,000	121,000
高等学校整備事業	1,026,000	1,135,000
土木施設災害復旧事業	2,324,000	3,149,000
計	39,623,000	53,242,000

第 2 号

平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,565,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金収入		千円 265,914	千円 2,300,000	千円 2,565,914
	1 諸 収 入	265,914	1,137,235	1,403,149
	2 繰 越 金		1,162,765	1,162,765
歳 入	合 計	265,914	2,300,000	2,565,914

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金貸付金		千円 265,914	千円 2,300,000	千円 2,565,914
	1 市町村振興資金貸付金	265,914	2,300,000	2,565,914
歳 出	合 計	265,914	2,300,000	2,565,914

第 3 号

平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,159千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,392,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 6 月 11 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 124,330,628	千円 62,159	千円 124,392,787
	4 諸 収 入	61,660,066	62,159	61,722,225
歳 入	合 計	124,330,628	62,159	124,392,787

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 124,330,628	千円 62,159	千円 124,392,787
	1 中小企業・雇用対策事業費	124,330,628	62,159	124,392,787
歳 出	合 計	124,330,628	62,159	124,392,787

第 4 号

平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,684,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 984,195	千円 700,000	千円 1,684,195
	3 繰越金	2,281	38,000	40,281
	5 県債		662,000	662,000
歳入合計		984,195	700,000	1,684,195

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 984,195	千円 700,000	千円 1,684,195
	1 公用地公共用地取得事業費	968,763	700,000	1,668,763
歳 出	合 計	984,195	700,000	1,684,195

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 662,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 5 号

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,142,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 868,601	千円 273,500	千円 1,142,101
	1 分担金及び負担金	231,805	43,500	275,305
	2 国庫支出金	65,000	174,000	239,000
	4 県 債	148,000	56,000	204,000

歳入合計	868,601	273,500	1,142,101
------	---------	---------	-----------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 868,601	千円 273,500	千円 1,142,101
	1 旧吉野川流域下水道事業費	868,601	273,500	1,142,101
歳出合計		868,601	273,500	1,142,101

第2表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
	旧吉野川流域下水道建設事業工事委託契約	平成28年度	294,000千円

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
旧吉野川流域下水道事業	千円 148,000	千円 204,000

第 6 号

平成27年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度徳島県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成27年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,757,884千円	1,842,884千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,060,890千円」を「不足する額2,145,890千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129,877千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,173千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,320,215千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,398,919千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	2,715,884千円	85,000千円	2,800,884千円
第1項 建設改良費	1,757,884千円	85,000千円	1,842,884千円

平成27年6月11日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第七号

徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例

(徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県危機管理関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

百五十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 三千九百円 ロ その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 五千二百円
百五十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免許の再交付	千円
百五十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	二千九百円
百五十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録	千八百円
百六十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく狩猟	千八百円

者登録の変更の登録

百六十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩

千五百円

猟者登録証の再交付

百六十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩

千円

猟者記章の再交付

(徳島県民環境関係手数料条例の一部改正)

第二条 徳島県民環境関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項から百八十の項までを次のように改める。

十八から百八十まで 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の八のIIの(五)中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号」を「食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第二項の表」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

食品表示法第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準が定められたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成二十四年徳島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年徳島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号及び第二項の表十五の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第一条 住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を第七条とし、第三条を第六条とし、第二条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

（本人確認情報を利用することができる事務）

第二条 法第三十条の八第一項第二号の条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第三条 法第三十条の八第二項の条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第二のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第四条 知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの
- 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による採石業者の登録に関する事務であつて規則で定めるもの

- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業に係る同法第十六条に規定する関連事業の用に供する土地の取得又は使用に関する事務であつて規則で定めるもの
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による砂利採取業者の登録に関する事務であつて規則で定めるもの
- 五 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第十六条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）第二十条第一項第二号イ又は中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法第二十一条第一項第二号イに規定する資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
- 六 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）第四条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項第一号に規定する資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
- 七 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの
- 八 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた土地等の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
- 九 徳島県吏員恩給条例（昭和二十三年徳島県条例第四十七号）による年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 十 徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）による使用料又は手数料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
- 十一 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第六十四号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
- 十二 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）による年金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
- 十三 災害時における県民の安否の確認その他の被災者に対して緊急に行うべき事務であつて規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

知事以外の執行機関	事 務
一 教育委員会	徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）による授業料又は受講料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）による改正前の徳島県盲英奨学金貸与条例（昭和四十一年

	徳島県条例第二十八号) 又は徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
三 監査委員	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)による住民監査請求に関する事務であつて規則で定めるもの
四 公安委員会	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)による放置違反金の納付命令若しくは放置違反金等の徴収又は反則行為の通告に関する事務であつて規則で定めるもの
五 収用委員会	土地収用法による土地等の収用若しくは使用若しくは損失の補償の裁決、明渡裁決の申立て又は協議の確認に関する事務であつて規則で定めるもの

第二条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第四条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第五条及び第六条を削る。

第七条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条を第五条とする。

本則に次の一条を加える。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第六条 徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)第五十条第一項に規定する徳島県個人情報保護審査会は、法第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とする。

第三条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「の知事以外の執行機関」を「の知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第四条 法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める知事以外の執行機関及び事務は、別表第二のとおりとする。

別表第二中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から六の項までを一項ずつ繰り上げ、七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項から十三の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第二中「第三条関係」を「第四条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十七年十月五日から、第三条の規定は平成二十八年一月一日から施行する。

提案理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務等を定めるとともに、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第六条の三第一項第一号イ又は第二十八条の九第一項第一号イ」を「第六条の三第一項第一号又は第二十八条の九第一項第一号」に、「第六条の三第四項第一号又は第二十八条の九第四項第一号」を「第六条の三第四項又は第二十八条の九第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

徳島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の廃止について

徳島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例を廃止する条例

徳島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年徳島県条例第六十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の対象事業が平成二十六年度で終了したことに伴い、徳島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県商工労働観光関係手数料条例

第一条中「商工労働関係」を「商工労働観光関係」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 2 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第九項中「徳島県商工労働関係手数料条例」を「徳島県商工労働観光関係手数料条例」に改める。

提案理由

組織の再編に伴い、徳島県商工労働関係手数料条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第三十条」を「第四十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第四項中「令第百十五條の二の二第二項第一号に掲げる技術的基準」を「二時間準耐火基準」に改める。

第二十二條の三中「甲種防火戸若しくは乙種防火戸」を「法第二條第九号の二ロに規定する防火設備」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 16 号

不動産の処分について

四国横断自動車道（徳島東～徳島）工事の用地として、次の県有地を売払いする。

平成 27 年 6 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 売 払 い す る 県 有 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市東沖洲一丁目	25番2ほか4筆	雑種地	29,394 ^{m²} 71
徳島市北沖洲四丁目	26番1の147	同上	11,061 ^{m²} 88

2 売 払 予 定 価 格 1,650,628,872円

3 売 払 い の 相 手 方 徳島県徳島市住吉5丁目1番30号
西日本高速道路株式会社四国支社
徳島工事事務所長 大内 浩 之

提案理由

不動産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 27 年 6 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び文化」を「文化及びスポーツ」に改め、同項第3号中「及び文化」を「文化及びスポーツ」に改め、同号に次のように加える。

ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの

別表事業費の部第4条第1項第3号エからキまでに規定する事務に係る経費の項中「キ」を「ク」に改め、「文化」の右に「及びスポーツ」を加える。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

訴えの提起について

土地明渡等請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

平成 27 年 6 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地明渡等請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 徳島市万代町5丁目71番5の土地にある建物及び建物残骸物並に放置動産を収去して，同土地を明渡せ。
	(2) 徳島市万代町5丁目71番5の土地に設置されたプレハブ物置その他の動産を収去して，同土地を明渡せ。
	(3) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決並びに第1，2項につき仮執行の宣言を求める。

提案理由

訴えの提起について，地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 19 号

訴えの提起について

抹消登記手続請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

平成 27 年 6 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

抹消登記手続請求

相 手 方	請 求 の 趣 旨
	(1) 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西121番2，121番6及び114番11の土地並びに121番地2の家屋番号121番2及び121番2の3の建物に関する徳島地方法務局平成13年12月21日受付第20351号の所有権移転請求権仮登記並びに徳島地方法務局平成13年12月21日受付第20350号の根抵当権設定登記につき，平成15年月日不詳混同を原因とする抹消登記手続きをせよ。 (2) 訴訟費用は相手方の負担とする。 との判決を求める。

提案理由

訴えの提起について，地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

報告第1号

平成26年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により，平成26年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県継続費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	継続費額	平成26年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 計 上 額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道路路 橋りょう費	出合大橋 上部工架設事業	円 2,700,000, 000	円 500,000, 000	円 402,778, 000	円 902,778, 000	円 502,778, 000	円 400,000, 000	円 400,000, 000	円 18,000, 000	円 220,000, 000	円 162,000, 000	円

報告第2号

平成26年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により，平成26年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	円 410,632,000	円 69,700,000	円	円 69,700,000	円	円	円
		本庁舎等管理費	1,141,155,000	80,104,000	(繰入金) 75,000,000				5,104,000
		合同庁舎等維持管理費	679,534,000	342,275,000	(繰入金) 318,000,000				24,275,000
		消費者行政推進費	110,707,000	24,296,000		24,296,000			
	2 企画費	地域振興推進費	67,417,000	30,000,000		15,000,000	15,000,000		
		地域活性化・地域住民生活等緊急支援費	1,314,189,000	1,314,189,000	(国庫) 1,314,189,000				
		鉄道網整備促進費	10,552,000	2,632,000					2,632,000

	6 防 災 費	防災対策指導費	878,156,000	160,779,000					160,779,000
		総合情報通信ネットワークシステム運営費	917,058,000	540,086,892			540,000,000		86,892
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	児童福祉施設整備事業費	1,116,945,000	787,408,000	(繰入金) 779,556,000	3,926,000			3,926,000
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	一般環境対策費	1,044,334,000	390,733,000	(繰入金) 315,000,000				75,733,000
		廃棄物ゼロ社会づくり推進費	128,019,000	9,000,000		8,000,000			1,000,000
		自然公園等施設整備事業費	6,000,000	2,000,000		900,000			1,100,000
		自然公園等維持費	168,875,000	69,500,000	(繰入金) 52,510,000				16,990,000
	4 医 薬 費	医療衛生費	6,818,483,000	1,235,010,000	(繰入金) 735,010,000	500,000,000			
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農林水産総合技術支援センター運営費	119,062,000	6,000,000					6,000,000
		農林水産業再建特別支援事業費	63,610,000	11,921,000	(繰入金) 11,921,000				
	2 園 芸 費	農業生産総合対策等事業費	388,350,000	238,500,000		238,500,000			
	4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	153,675,000	4,040,000	(分,負) 1,000,000	2,000,000			1,040,000
		団体営土地改良事業費	141,275,000	42,150,000		42,150,000			
		県単独土地改良事業費	106,005,000	22,463,900					22,463,900
		基幹農道整備事業費	328,713,000	105,362,000	(分,負) 8,971,520	52,160,000	39,000,000		5,230,480

		広域営農団地農道整備事業費	318,662,000	178,214,000	(分,負) 17,645,000	102,265,000	53,000,000		5,304,000
		県営農道整備事業費	42,257,000	20,826,000	(分,負) 5,155,000	10,310,000	5,000,000		361,000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	273,354,000	124,430,000	(分,負) 18,480,000	67,760,000	34,000,000		4,190,000
		経営体育成基盤整備事業費	519,262,000	125,138,000	(分,負) 27,877,500	61,950,000	32,000,000		3,310,500
		農業水利施設保全対策事業費	268,751,000	60,600,000	(諸収入) 15,000,000	30,000,000	14,000,000		1,600,000
		農業水利施設保全合理化事業費	260,190,000	63,326,000	(諸収入) 5,500,000	31,350,000	14,000,000	(諸収入) 10,175,000	2,301,000
		基盤整備促進事業費	330,482,000	42,368,200		38,479,000			3,889,200
		耕地地すべり防止事業費	117,372,000	35,794,000		17,720,000	16,000,000		2,074,000
		湛水防除事業費	75,383,000	3,030,000		1,500,000		(分,負) 450,000	1,080,000
		老朽ため池等整備事業費	145,057,000	27,672,000	(分,負) 5,480,000	15,070,000	6,000,000		1,122,000
		耕地災害関連事業費	62,535,000	33,599,000		33,372,000			227,000
		地盤沈下対策事業費	128,772,000	60,600,000	(分,負) 3,600,000	33,000,000	22,000,000		2,000,000
		震災対策農業水利施設整備事業費	260,409,000	5,038,000		4,990,000			48,000
		地籍調査費	804,509,000	385,822,500	(繰入金) 98,000,000	257,215,000			30,607,500
	5 林 業 費	森林整備加速化・林業飛躍事業費	2,584,100,000	1,771,224,000	(繰入金) 60,839,000	1,710,385,000			
		林材業振興対策費	2,494,767,000	25,000,000		25,000,000			

	森林環境保全整備事業費	856,532,000	445,000,000		303,000,000	141,000,000		1,000,000
	県単独林業生産等支援事業費	75,056,000	15,000,000	(繰入金) 15,000,000				
	森林基盤整備事業費	2,190,080,000	1,151,826,000	(分,負) 56,010,000	740,481,000	278,000,000	(分,負) 2,140,000	75,195,000
	治山事業費	1,361,710,000	551,544,000		274,137,000	253,000,000		24,407,000
	林野地すべり防止事業費	299,850,000	106,579,000		53,055,000	48,000,000		5,524,000
	災害関連緊急治山事業費	514,012,000	370,418,000		245,438,000	112,000,000		12,980,000
	県単独治山事業費	77,637,000	4,068,000	(繰入金) 1,011,000		1,000,000		2,057,000
6 水産業費	水産研究課美波庁舎整備事業費	29,500,000	23,074,000			23,000,000		74,000
	漁港管理費	30,502,000	10,000,000					10,000,000
	県管理漁港維持補修費	72,530,000	20,820,000					20,820,000
	地域水産物供給基盤整備事業費	10,800,000	10,030,000	(分,負) 1,400,000	5,000,000	3,000,000		630,000
	広域漁港整備事業費	551,000,000	179,069,703	(分,負) 15,081,221	97,788,321	63,000,000		3,200,161
	水産物供給基盤機能保全事業費	389,260,000	180,059,000	(分,負) 10,821,043	106,874,445	48,000,000	(分,負) 4,800,069	9,563,443
	水域環境保全創造事業費	66,200,000	8,540,000		4,267,960	3,000,000		1,272,040
	漁港海岸保全施設整備事業費	177,570,000	76,187,000		37,941,500	36,000,000		2,245,500
	県単独漁港漁場整備事業費	27,036,000	13,659,840				(分,負) 2,731,968	10,927,872

		水産基盤整備調査事業費	8,240,000	2,205,640					2,205,640	
7 商 工 費	1 商 業 費	地域活性化・地域住民生活等緊急支援費	973,964,000	960,964,000	(国庫) 960,964,000					
	3 観 光 費	観光交流推進費	324,930,000	2,076,760	(繰入金) 2,076,760					
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木企画調整事業費	475,743,000	210,716,570	(繰入金) 28,000,000		177,000,000		5,716,570	
		建設業法等施行費	15,439,000	2,350,000					2,350,000	
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路関係市町村指導監督事務費	12,000,000	1,500,000			1,500,000			
		高速自動車道対策事業費	133,779,000	13,667,120	(繰入金) 13,667,120					
		道路維持修繕費	2,884,789,000	709,455,458	(繰入金) 183,393,562				526,061,896	
		道路局部改良事業費	507,000,000	179,913,000	(分,負) 21,531,054 (繰入金) 150,000,000			(分,負) 5,405,856	2,976,090	
		路側整備事業費	386,242,000	69,169,000	(繰入金) 3,000,000				66,169,000	
		道路改築事業費	1,313,490,000	245,804,000	(繰入金) 13,000,000	127,610,000	105,000,000		194,000	
		緊急地方道路整備事業費	11,713,682,000	6,423,127,600	(繰入金) 248,200,000 (諸収入) 6,245,600	3,920,706,000	2,167,000,000	(諸収入) 80,590,000	386,000	
		交通安全対策事業費	572,610,000	68,649,000	(繰入金) 37,000,000				31,649,000	
		橋りょう修繕費	213,175,000	49,136,000					49,136,000	
	3 河 川 海 岸 費	堰堤管理費	105,389,000	3,802,680	(繰入金) 1,591,833			(諸収入) 278,558	1,932,289	
河川海岸維持修繕費		800,250,000	316,712,000	(繰入金) 44,840,000				271,872,000		

	河川特殊改良事業費	199,706,000	102,499,000	(繰入金) 102,486,559				12,441
	広域河川改修事業費	705,000,000	444,600,000		230,319,000	194,000,000		20,281,000
	総合流域防災事業費	3,155,343,000	1,976,397,000	(繰入金) 375,000,000	810,115,000	466,000,000		325,282,000
	地震・高潮対策河川事業費	425,000,000	177,205,000		86,390,000	80,000,000		10,815,000
	堰堤改良事業費	75,738,000	47,000,000		18,566,000	27,000,000		1,434,000
	河川管理施設長寿命化事業費	315,000,000	178,500,000		87,655,000	82,000,000		8,845,000
	通常砂防事業費	287,490,000	142,367,000		69,512,000	66,000,000		6,855,000
	地すべり対策事業費	850,720,000	401,072,000		196,024,000	188,000,000		17,048,000
	急傾斜地崩壊対策事業費	458,128,000	277,019,000	(分,負) 18,628,158	127,222,000	118,000,000		13,168,842
	県単独砂防事業費	84,000,000	58,175,000	(分,負) 6,082,120 (繰入金) 42,000,000				10,092,880
	砂防維持修繕費	47,100,000	24,892,000					24,892,000
	県単独急傾斜地崩壊対策事業費	70,000,000	40,832,000	(繰入金) 35,000,000				5,832,000
	災害関連緊急地すべり対策事業費	190,000,000	176,884,000		116,782,000	54,000,000		6,102,000
	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	62,400,000	53,234,000	(分,負) 2,632,914	25,013,000	23,000,000		2,588,086
	災害防止対策緊急事業費	100,000,000	58,518,000					58,518,000
	海岸侵食対策事業費	296,000,000	180,109,000		88,577,000	82,000,000		9,532,000

		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	97,000,000	40,400,000		19,837,000	19,000,000		1,563,000
4 港 湾 費		港湾海岸施設維持補修費	329,600,000	183,300,000					183,300,000
		県単独港湾整備事業費	245,000,000	53,412,000	(繰入金) 37,000,000				16,412,000
		港湾改修事業費	173,725,000	91,000,000	(分,負) 13,630,548	36,348,128	37,000,000		4,021,324
		港湾海岸保全施設整備事業費	356,000,000	158,700,000		77,940,940	69,000,000		11,759,060
		港湾環境整備事業費	87,080,000	29,400,000		14,530,640	13,000,000	(分,負) 35,640	1,833,720
		港湾補修事業費	163,000,000	134,000,000		44,401,687	32,000,000		57,598,313
	5 都 市 計 画 費		都市計画調査事業費	16,200,000	11,340,000				(諸収入) 4,504,000
		都市計画事業指導監督事務費	10,361,000	1,400,000		1,400,000			
		街路事業費	805,150,000	505,866,000	(繰入金) 31,015,000	244,113,000	180,000,000	(分,負) 49,890,063	847,937
		鉄道高架事業費	16,334,000	6,135,000		2,988,000	1,000,000	(分,負) 1,493,623	653,377
		緊急地方道路整備事業費	512,050,000	346,040,000	(分,負) 14,121,961 (繰入金) 8,470,000	221,891,000	81,000,000	(分,負) 20,014,683	542,356
		公園整備事業費	980,041,000	758,917,000		373,959,000	356,000,000		28,958,000
		公園維持修繕費	498,717,000	81,332,520	(繰入金) 74,000,000				7,332,520
6 住 宅 費		県営住宅管理費	379,623,000	7,656,000					7,656,000
		県営住宅建設事業費	595,037,000	155,661,000		102,645,000	25,000,000		28,016,000

		建築物耐震化推進費	193,575,000	4,544,000	(繰入金) 4,544,000				
9 警察費	1 警察管理費	警察署整備事業費	1,053,640,000	465,081,000	(繰入金) 379,081,000				86,000,000
10 教育費	4 高等学校費	高校施設整備事業費	4,532,189,000	2,658,559,000	(繰入金) 1,329,022,132		1,145,000,000		184,536,868
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	728,405,000	410,228,000	(繰入金) 52,000,000	90,575,000	153,000,000		114,653,000
	6 社会教育費	文化財保護費	47,479,000	11,100,000					11,100,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	197,734,000	56,066,000		53,504,588			2,561,412
		現年発生災害林道復旧事業費	935,306,000	491,832,000		484,241,000			7,591,000
	2 土木施設 災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	138,310,000	138,310,000		88,194,000	50,000,000		116,000
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	54,175,000	38,530,000		24,476,000	12,000,000		2,054,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	2,103,959,000	1,316,819,000		855,320,000	460,000,000		1,499,000
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	205,179,000	96,800,000		62,181,529	34,000,000		618,471
		市町村災害復旧事業監督事務費	21,200,000	1,640,000		1,640,000			
2 特別会計									
款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
					国支出金	地方債	その他		
1 中小企業・雇用 対策事業費	1 中小企業・雇用 対策事業費	企業立地促進事業費	円 861,000,000	円 20,000,000	(繰入金) 円 20,000,000	円	円	円	円

1	公用地公共用地 取得事業費	1	公用地公共用地 取得事業費	公用地公共用地取得事業費	2,303,724,000	419,453,000	(繰越金) 453,000		419,000, 000		
1	流域下水道 事業費	1	旧吉野川流域 下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	55,460,000	27,511,590	(分,負) 5,367,809 (繰入金) 400,000	12,741,060	8,000, 000	(分,負) 1,002, 721	
1	港湾等 整備事業費	2	徳島小松島港 沖洲(外)地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	153,330,000	17,000,000			17,000, 000		
		3	空港周辺 整備事業費	空港周辺臨海土地造成事業費	61,303,000	60,000,000			60,000, 000		

報告第3号

平成26年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成26年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県事故繰越し繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明	
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国支出金	地方債		
6	農林 水産業費	6 水産業費	110,160,000	110,160,000		110,160,000	(繰越金) 11,080,000	55,080,000	44,000,000		災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。	
8	土木費	3 河川海岸費		34,798,000		34,798,000	(繰越金) 5,138,000	15,660,000	14,000,000		計画に関する協議が難航したため。	
			急傾斜地 崩壊対策事業費	34,798,000	34,798,000		34,798,000	(繰越金) 5,138,000	15,660,000	14,000,000		計画に関する協議が難航したため。
				35,343,000		329,000	35,672,000	17,672,000	18,000,000		請負者の倒産に伴う諸手続に不測の日数を要したため。	
11	災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	35,055,560	35,055,560	1,752,440	36,808,000	(繰越金) 1,426,000	23,382,000	12,000,000		関係機関との協議等に日時を要したため。	

報告第4号

平成26年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成26年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成26年度継続費額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予 算 計上額	前年度 繰越額	現 次額				企業債	負担金	補助金	損益勘定 留保資金	
1	資本的 支出	1 建設 改良費	海部病院 改築事業	円 6,050, 000,000	円 353,000, 000	円 353,000, 000	円 24,699, 504	円 328,300, 496	円 328,300, 496	円 109,000, 000	円 109,000, 000	円 110,000, 000	円 300,496	円

報告第5号

平成26年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成26年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	中央病院 改築等事業	円 48,745,000	円 10,044,800	円 38,700,000	円 19,000,000	円 19,000,000	円 700,000	円 200	円	設計に関する協議が難航したため。
		三好病院高層棟 改築等事業	565,628,000	241,960,620	323,666,000	170,000,000	153,000,000	666,000	1,380		設計に関する協議が難航したため。

報告第6号

平成26年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成26年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成26年度継続費 予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に 係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る要する 資産の購入 限度額
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計				営業収益	損 留 益 保 勘 資 金	定 金	
1	事業用 費用	坂所改 州大良 発規事 電模業	円 147,102,000	円 73,551,000	円	円 73,551,000	円 73,551,000	円 73,551,000	円 73,551,000	円	円	円	円
1	資本的 支出	坂所改 州大良 発規事 電模業	円 1,185,506,000	円 206,770,000		円 206,770,000	円 615,600	円 206,154,400	円 206,154,400		円 206,154,400		
		坂所改 州大良 橋架替 電模業	円 275,154,000	円 70,735,000		円 70,735,000	円 32,194,386	円 38,540,614	円 38,540,614		円 38,540,614		
		水集中 力監視 制御シ テ事 取替業	円 433,080,000	円 82,953,000		円 82,953,000	円 33,181,000	円 49,772,000	円 49,772,000		円 49,772,000		

報告第7号

平成26年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成26年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に 係るたな卸資産 購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	不用額		
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	円 738,417,000	円 519,785,416	円 149,842,480	円 149,842,480	円 68,789,104	円	設計に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要する額の購入	説明
						営業収益				
1 事業費用	1 営業費用	川口ダム自然エネルギー計画委託	円 10,000,000	円	円 9,914,400	円 9,914,400	円 85,600	円		設計に関する協議が難航したため。

報告第8号

平成26年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成26年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成26年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係るたな卸資産 購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	阿南工業用水道 改良工事	円 95,480,000	円 71,135,734	円 2,000,000	円 2,000,000	円 22,344,266	円	設計に関する協議 が難航したため。	

報告第9号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	238,177 ^円	平成26年3月5日	徳島市地内	平成27年6月1日
東京都港区所在 1法人	30,300	平成26年10月14日	三好郡東みよし町地内	平成27年6月1日
徳島市所在 1法人	15,607	平成26年10月30日	徳島市地内	平成27年6月1日
板野郡北島町在住 1名 鳴門市所在 1法人	939,653	平成26年11月11日	鳴門市地内	平成27年6月1日
徳島市所在 1法人	372,600	平成26年11月19日	徳島市地内	平成27年6月1日
徳島市所在 1法人	75,470	平成26年12月2日	徳島市地内	平成27年6月1日
名東郡佐那河内村所在 1法人	150,188	平成27年1月29日	名東郡佐那河内村地内	平成27年6月1日

小松島市在住 1名	27,600	平成26年11月7日	小松島市地内	平成27年6月2日
徳島市所在 1法人	159,000	平成26年12月16日	徳島市地内	平成27年6月2日
阿南市所在 1法人	67,068	平成26年12月16日	阿南市地内	平成27年6月2日

報告第10号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
名東郡佐那河内村在住 1名	97,000 ^円	平成26年10月26日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成27年3月18日
徳島市在住 1名	96,000	平成26年11月10日	阿南市地内 (県道阿南小松島線)	平成27年3月18日
香川県高松市所在 1法人	101,000	平成26年11月13日	三好市地内 (県道西祖谷山山城線)	平成27年3月18日
名西郡神山町在住 1名	174,000	平成26年12月1日	名西郡神山町地内 (県道神山鮎喰線)	平成27年3月18日
那賀郡那賀町在住 1名	6,000	平成26年12月19日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年3月18日
徳島市在住 1名	40,000	平成27年1月2日	徳島市地内 (県道鬼籠野国府線)	平成27年3月18日
徳島市所在 1法人	222,000	平成27年1月4日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	平成27年3月18日

三好市在住 1名	107,000	平成26年12月20日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成27年 5月12日
那賀郡那賀町在住 1名	184,000	平成26年12月29日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年 5月12日
三好市在住 1名	232,709	平成26年12月30日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成27年 5月12日
小松島市在住 1名	363,000	平成27年 1月30日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成27年 5月12日
阿南市在住 1名	36,000	平成27年 2月 1日	阿南市地内 (県道阿南相生線)	平成27年 5月12日
阿南市所在 1法人	59,000	平成27年 2月10日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成27年 5月12日
那賀郡那賀町在住 1名	112,000	平成27年 2月21日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成27年 5月12日

報告第11号

損害賠償（港湾施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

港湾施設事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡松茂町在住 1名	円 221,500	平成22年5月10日	小松島市地内 (徳島小松島港新港地区)	平成27年4月9日

報告第12号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月11日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
三好市在住 1名	円 105,599	平成26年12月9日	三好市地内	平成27年6月2日
徳島市在住 1名	109,285	平成26年12月24日	徳島市地内	平成27年6月2日

